

救マークの交付について

救マークとは

管内にある施設などで、けが人や病人が発生したとき、適切な応急手当が行える施設に対して救マーク（右図）を交付します。

救マークを交付することで応急手当の普及啓発を図ることや、住民の方が安心して救マーク施設を利用できることを目的としています。



認定要件

- 1 AED（自動体外式除細動器）を備えている。
- 2 応急手当普及員講習や普通救命講習などを受講した方が常時勤務しており、速やかに応急手当が実施できる。
- 3 救急事案が発生した場合は、「救急活動計画書（別紙）」により救急隊とスムーズな連携ができる体制を作っている。

交付申請について

申請を希望する施設の責任者は認定要件を確認し、「救マーク交付（更新）申請書」及び「救急活動計画書」を警防課救急室に提出してください。

提出方法は、窓口、郵送及びメールのいずれかの方法でも結構です。

※ 申請に必要な様式は下記又は当消防本部のホームページ「申請・届出」からダウンロードできます。

[救マーク交付（更新）申請書（様式第1号）](#)

[救急活動計画書（様式第2号）](#)

救マークの有効期間

救マークの有効期限は、交付から3年間です。期間を延長する場合は、再度交付申請が必要になります。

<問い合わせ先>

鳥栖・三養基地区消防事務組合 警防課 救急室

電話番号 0942-85-7995

FAX 0942-84-2397

メールアドレス keibouka@fd-tosumiyaki.jp